

# 北東アジアのサプライチェーン と経済安全保障 — トランプ関税のインパクト

新潟県立大学北東アジア研究所公開セミナー  
2026年5月27日

新潟県立大学北東アジア研究所教授  
中島朋義

# 2023～2025年度の研究プロジェクトについて 「米中対立及びロシア・ウクライナ戦争下の北東アジアのサプライチェーン」

▶ 2010年代以降、米中の経済力の差は縮小し、両国の安全保障、経済の両面での対立は厳しさを増してきた。その状況下で起こった2022年のロシアのウクライナ侵攻によって、さらに西側諸国全体と中国、ロシア両国との間でも、安全保障、経済の両面で、深刻な分断状況が生じた。こうした世界情勢は北東アジアの安全保障環境にも深刻な影響を与えている。また我が国においては、このような情勢に対応するために、経済安全保障分野での新たな政策、制度の導入が進められている。本研究では、こうした状況を所与として、北東アジアのサプライチェーンを取り巻く環境の変化と、それによるサプライチェーンの構造変化を分析した。具体的な分野として下記の三つのアプローチを行った。

- ① 「米中対立が北東アジアのサプライチェーンに与える影響の政治経済分析」
- ② 「北東アジアのサプライチェーンにおけるデカップリングの経済効果の定量分析」
- ③ 「日韓半導体産業のサプライチェーンの分析」

# 研究報告「トランプ関税と北東アジア」

## 〇はじめに

- ▶ 2025年1月、ドナルド・トランプは自らの二回目の米国大統領職に就任した。トランプの通商政策は第一期においても、多国間協力による自由貿易の推進を目指すGATT・WTO体制からは大きく離反したものであったが、第二期においてはその度合いがさらに顕著となった。
- ▶ アメリカ社会全体での保護貿易主義の高まりの中で、第一期トランプ政権の後の民主党のバイデン政権も、必ずしも自由貿易主義的な通商政策に復帰できなかった。具体的には、第一次トランプ政権の発動した対中関税を存置したこと、第一次トランプ政権が離脱したTPPへ復帰しなかったこと、第一次トランプ政権が引き起こしたWTOの紛争解決制度の第二審に相当する上級委員会の機能停止問題を放置したこと、などが指摘できる。
- ▶ こうした状況で第二次トランプ政権は、これまで用いられてこなかった法的根拠を用いた新たな関税を次々に発動した。これらはトランプ関税と呼ばれることとなった。本稿ではその関税政策の実態を整理し、特に北東アジア諸国を中心としてその影響を分析する。

# トランプ関税の目的

- ① 貿易赤字の解消⇒製造業の国内回帰⇒雇用の拡大
- ② 中国との二国間競争の手段
- ③ 政府収入の確保

# (表1-1) トランプ政権に関する関税措置の法的根拠

種類	内容	適用例	調査期間
通商法 122 条	巨額かつ重大な国際収支赤字に対処するため、大統領はいつでも、従価で15%を超えない範囲の輸入課徴金、あるいは輸入割当などの規制措置を、150日を限度に付加できる。	第二次トランプ政権	なし
通商法 201 条	米国国際貿易委員会 (USITC) が、特定製品の輸入が国内産業への重大な損害要因またはその恐れとなっていると認定した場合、大統領は緊急輸入制限措置 (セーフガード措置) を発動できる。	第一次トランプ政権、バイデン政権、第二次トランプ政権	あり
通商法 301 条	外国の通商慣行が貿易協定に違反している場合や、不合理・差別的である場合に、大統領の指示に従って米国通商代表部 (USTR) に輸入制限措置を発動する権限を付与。	第一次トランプ政権、バイデン政権、第二次トランプ政権 (いずれも対中国)	あり

# (表1-2) トランプ政権に関わる関税措置の法的根拠

種類	内容	適用例	調査期間
通商拡大法 232 条	ある製品の輸入が米国の安全保障を損なう恐れがあると商務省が判断した場合に、当該輸入を是正するための措置を取る権限を大統領に付与。	第一次トランプ政権、バイデン政権、第二次トランプ政権	なし
国際緊急経済権限法 (IEEPA)	米国の国家安全保障、外交政策や経済に対する異例かつ重大な脅威があり、大統領が緊急事態を宣言した場合、特定国に対し大統領権限を行使する。  IEEPA に基づく関税については、2026 年 2 月 20 日に連邦最高裁で違法判決が出され無効となる。	第二次トランプ政権	なし

(出所) 日本貿易振興機構 (2024) 他

# (表2-1) 第二次トランプ政権の関税政策 (2025~2026年)

	関税の呼称	法的根拠	理由	内容 (関税率)	発動日
国別	フェンタニル関税 (中国)	国際緊急経済権限法 (IEEPA)	安全保障 (合成麻薬の流入防止)	全輸入品に10%↑	2025年2月4日、発動 2025年3月4日、関税率を20%に引き上げ 2025年11月10日、関税率を10%に引き下げ 2026年2月20日、連邦最高裁の無効判決
	フェンタニル関税 (カナダ・メキシコ)	国際緊急経済権限法 (IEEPA)	安全保障 (合成麻薬の流入防止、不法移民の防止)	全輸入品に20% カナダ産エネルギーは10%	2025年3月4日、発動 2025年3月6日、例外措置導入 2026年2月20日、連邦最高裁の無効判決

(出所) 日本経済新聞他、各種資料から筆者作成

# (表2-2) 第2次トランプ政権の関税の種類 (2025~2026年)

	関税の呼称	法的根拠	理由	内容 (関税率)	発動日
全世界	「相互関税」	国際緊急経済権限法 (IEEPA)	安全保障	最低限 10% + 国ごとに上乗せ税率	2025年4月9日、発動 2025年4月10日上乗せ部分を凍結 2025年8月1日、上乗せ部分発動 2026年2月20日、連邦最高裁の無効判決
	代替関税 (通称)	通商法 122 条	重大な国際収支の赤字 「相互関税」の代替	一律 10%	2026年2/24発動、150日が期限。

# (表2-3) 第2次トランプ政権の関税の種類 (2025~2026年)

	関税の呼称	法的根拠	理由	内容 (関税率)	発動日
全世界	「相互関税」	国際緊急経済権限法 (IEEPA)	安全保障	最低限 10% + 国ごとに上乗せ税率	2025年4月9日、発動 2025年4月10日上乗せ部分を凍結 2025年8月1日、上乗せ部分発動 2026年2月20日、連邦最高裁の無効判決
	代替関税 (通称)	通商法 122 条	重大な国際収支の赤字 「相互関税」の代替	一律 10%	2026年2/24発動、150日が期限。

# (表3) 「相互関税」の国別関税率 (2025年4月2日時点発表) と推定される計算根拠

相互関税率は「貿易赤字÷輸入額×100÷2」で計算か

	米国の貿易赤字／黒字	米国の輸入額	貿易赤字÷輸入額	米国が主張する各国・地域による関税率	米国が課す相互関税率
カンボジア	-123億ドル	127億ドル	97.4%	97	49
ベトナム	-1235億	1366億	90.4%	90	46
スリランカ	-26億	30億	87.7%	88	44
バングラデシュ	-62億	84億	73.5%	74	37
タイ	-456億	633億	72%	72	36
中国	-2954億	4389億	67.2%	67	34
インドネシア	-178億	281億	63.6%	64	32
台湾	-739億	1163億	63.5%	64	32
スイス	-384億	634億	60.6%	61	31
南アフリカ	-88億	147億	60.2%	60	29
パキスタン	-29億	51億	58.3%	58	30
インド	-456億	874億	52.2%	52	26
韓国	-660億	1315億	50.1%	50	25
マレーシア	-248億	525億	47.2%	47	24
日本	-685億	1482億	46.1%	46	24
EU	-2356億	6058億	38.8%	39	20
フィリピン	-49億	142億	34.4%	34	17
イスラエル	-74億	222億	33.4%	33	17
シンガポール	28億	432億	—	10	10
トルコ	-15億	167億	8.6%	10	10
英国	119億	681億	—	10	10
ブラジル	74億	423億	—	10	10
チリ	17億	165億	—	10	10
コロンビア	13億	177億	—	10	10

(注) 金額は千万単位は四捨五入、%は小数点2位以下切り捨て。マイナスは米国の貿易赤字。米国が主張する各国・地域による関税率の2分の1が相互関税率とほぼ一致

(出所) 米商務省

Nikkei

(出所) 日経新聞

# 「相互関税」

- ▶ 実態は相手国との「相互」ではなく、米国の一方的な措置。
- ▶ 関税率は「貿易赤字÷輸入額×100÷2」で計算。
- ▶ 但し、米国が二国間貿易収支で黒字の国（英国他）に対しても10%は課税。

# (表4) 日本、韓国、EUの対米関税交渉 の合意内容

	日本	韓国	EU
合意日	7月22日	7月30日	7月27日
「相互関税」	8月1日から適用予定だった関税率 25%を15%に引き下げ	8月1日から適用予定だった関税率 25%を15%に引き下げ	8月1日から適用予定だった関税率 25%を15%に引き下げ
自動車関税	関税率 25%から 15%に引き下げ(9月16日実施)	関税率 25%から 15%に引き下げ (10月29日のトランプ・李在明会談で合意)	関税率 25%から 15%に引き下げ (9月24日に8月1日に遡及して実施)
対米投資	5500億ドルの対米投資(政府機関による投融资、信用保証枠を設定)	3500億ドルの対米投資	6000億ドルの対米投資(但し民間主体)
その他			発動を用意していた米国に対する制裁関税の中止

(出所) 日本経済新聞他、各種資料から筆者作成

# (表5-1) 米中間の関税戦争の経緯 (2025 ~2026年)

日にち	内容
2025年2月4日	米国：中国から全ての輸入品に10%の追加関税(フェンタニル関税)を課す。
2月10日	中国：LNG、石炭などに最大15%の追加関税を課す。
3月4日	米国：フェンタニル関税を20%に上げる。
3月10日	中国：大豆、トウモロコシなどに最大15%の追加関税を課す。
4月2日	米国：中国に34%の「相互関税」(フェンタニル関税と合計で54%)を課す。
4月4日	中国：米国に34%の報復関税を課す。
4月9日	米国：「相互関税」を84%(フェンタニル関税と合計で104%)に上げる。
4月10日	中国：報復関税を84%に上げる。
4月10日	米国：「相互関税」を125%(フェンタニル関税と合計で145%)に上げる。
4月11日	中国：報復関税を125%に上げる。

## (表5-2) 米中間の関税戦争の経緯 (2025 ~2026年)

日にち	内容
5月10~11日	第一回米中閣僚級協議
5月14日	米国：「相互関税」を10%（フェンタニル関税と合計で30%）に下げる。（90日間）
	中国：報復関税を10%に下げる。（90日間） LNG、石炭、大豆、トウモロコシなどの追加関税は据え置き。
6月9~10日	第二回米中閣僚級協議、第一回協議の合意履行を確認。
7月28~29日	第三回米中閣僚級協議、「相互関税」の引き下げをさらに90日延長。
9月14~15日	第四回米中閣僚級協議、TikTokの米事業売却の枠組み合意
10月10日	トランプ大統領が11月1日に100%の追加関税を課すとSNSに投稿。
10月12日	中国商務省、追加関税に対する報復を示唆。
10月25~26日	第五回米中閣僚級協議、「相互関税」の引き下げの延長に合意。
11月10日	米国：フェンタニル関税の税率を10%に引き下げ（「相互関税」と合計で20%）、「相互関税」の引き下げを1年延長。
2026年2月24日	米国：「相互関税」、フェンタニル関税が最高裁の判決で無効となったため、通商法122条に基づく関税（10%）を発動。 <sup>14</sup>

(出所) 日本経済新聞他、各種資料から筆者作成

## 第二回米中閣僚級協議（於ロンドン）

- ▶ 6月9～10日開催
- ▶ 関税率については第一回合意から変更なし
- ▶ 合意内容の文書による公式発表はなし
- ▶ 中国によるレアアース輸出規制の緩和
- ▶ 米国による対中半導体輸出規制の一部緩和
- ▶ 7月3日、ブルームバーグが半導体設計ソフトの輸出規制撤回を報道

# IEEPA関税の違法判決（1）

- ▶ 国際緊急経済権限法（IEEPA）を法的根拠とした関税については、その発動直後から、無効であるとして州政府などを原告とした訴訟が起こされていた。
- ▶ 2026年2月20日、連邦最高裁判所はIEEPAを根拠とした関税について無効であるとの判決を出した。
- ▶ 判決は、IEEPAは米国の国家安全保障、外交政策や経済に対する異例かつ重大な脅威があり、大統領が緊急事態を宣言した場合、特定国に対し大統領権限を行使することを認めているが、その具体的手段として関税を明記していないので、大統領による関税の賦課は認められないとした。
- ▶ これによってフェンタニル関税、「相互関税」は無効となった。

## IEEPA関税の違法判決（2）

- ▶ 行政府は「相互関税」を代替するものとして、2月24日に通商法122条に基づく関税（関税率10%）を発動した。この関税にはIEEPAに基づく関税に比して、多くの点で制限がある。
- ▶ まず有効期限が150日間と定められており、また緊急措置という性格から延長は困難と考えられるため、同様の関税を維持したければ、有効期限内に他の関税の発動の用意をしなければならない。
- ▶ また関税率には15%の上限が定められているため、中国との関税戦争のような、無制限な関税率の引き上げは行えない。
- ▶ 関税の目的は国際収支の赤字に対応するためと明記されているので、フェンタニル関税のように、通商政策以外の政策手段としてこれを用いることはできない。
- ▶ さらに関税率は全世界に対して一律と考えられるので、「相互関税」のように各国に対して差別的に適用することはできない。

## ○結び

- ▶ トランプ政権の世界各国との個別交渉の方針は、当初、米国の思惑通りに進むように見えた。製造業品を主に輸出する北東アジアの日本と韓国も、米国との個別交渉で、自動車関税等の関税率の引き下げと引き換えに、米国に対して大規模な直接投資の実施を約束した。
- ▶ しかし、米国にとって最大の二国間貿易収支の赤字先であり、最大のターゲットであったはずの中国との交渉においては、100%を超えるような禁止的な関税率を打ち出したにも関わらず、アメリカ側の意向に従わせることができなかった。これは中国がレアアースの輸出規制や米国産大豆の輸入制限などの、米国に対する有効な対抗措置を有していたためである。
- ▶ さらに、2026年2月20日の連邦最高裁判所によるIEEPA関税の無効判決は、トランプ関税の根幹を掘り崩すこととなった。このうち「相互関税」は通商法212条による新関税で代替されることとなったが、関税率は10%で共通とされ中国を含む多くの国に対しては引き下げられた。また関税賦課の目的、関税率などについても大きな制約が課せられることとなった。

# 参考文献

- ▶ 日本貿易振興機構「トランプ次期政権下で取られ得る関税政策（米国）実現可能性と法的根拠」『地域・分析レポート』2024年12月10日、日本貿易振興機構（JETRO）
- ▶ 日本貿易振興機構「第2次トランプ次期政権誕生、政策の転換と継続は（米国）」『地域・分析レポート』2025年1月15日、日本貿易振興機構（JETRO）